

伊予市「おいしい食べきり運動推進店」登録実施要領

令和元年 8 月 15 日

伊予市告示第 103 号

1 目的

外食産業から排出される食べ残し等による食品ロスの削減を推進するため、食べ残しを減らす取組を実践する飲食店、宿泊施設等を募集し、「おいしい食べきり運動推進店」（以下「推進店」という。）として登録するとともに、その取組を広く紹介することで、食べきりの推進に向けた意識啓発を図る。

2 対象事業者

伊予市内で営業する飲食店及び宿泊施設等（以下「店舗」という。）とする。

3 登録要件

次に示す取組項目を 1 つ以上実践する店舗を推進店として登録する。

(1) 小盛りメニュー等の導入

(例) ごはんの量の調節、-half サイズメニューや小盛りメニューの設定 等

(2) 食べ残しを減らすための呼びかけの実践

(例) 注文受付時に適量注文を呼びかける、食べきり推進店である旨の呼びかけ、宴会での食べきりの呼びかけ 等

(3) ポスター等の掲示による啓発の実施

(例) 食べ残しを減らすためのポスターを掲示する 等

(4) 持ち帰り希望者への対応

(例) 消費期限等を説明した上での持ち帰り提供、持ち帰り可能な店内案内、持ち帰り容器の設置 等

(5) 上記以外の食べ残しを減らすための工夫

(例) 食べ残しがなかった場合の特典の付与、廃棄物のリサイクル、廃油をバイオ燃料として提供する 等

4 取組内容

- (1) 推進店は、3の登録要件で選択した取組を積極的に実践し、食品ロスの削減に努める。
- (2) 推進店は、交付されたステッカー等を店舗に掲示し、来店者へこの取組について、積極的にPRし周知を図る。

5 登録方法

- (1) 推進店に登録を希望する店舗の代表者（以下「申請者」という。）は、登録申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、郵送、FAX、Eメール又は持参のいずれかの方法で市長へ提出する。
- (2) 市長は、申請書の内容を確認した上で、登録要件を満たしていると認められる場合に、登録者名簿へ記載するとともに、申請者に対してステッカー等を交付する。

6 登録店舗の紹介

市長は、登録店舗の取組内容等について、広報紙や市ホームページ等で積極的に紹介する。

7 登録内容の変更

- (1) 推進店は、申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに登録内容変更届出書（様式第2号）を市長へ提出するものとする。
- (2) 市長は、提出された届出書の内容を確認し、登録者名簿及びホームページ等の修正を行う。

8 登録の中止

- (1) 推進店は、3に示す取組内容を実施できなくなった場合や店舗を廃止する等の理由で取組を中止する場合は、登録中止届出書（様式第3号）を市長へ提出するとともに、ステッカー等の掲示を取りやめるものとする。
- (2) 市長は、提出された届出書の内容を確認し、登録者名簿及びホームページ等の掲載情報から削除を行う。

9 登録の取消し

- (1) 市長は、推進店が登録要件を満たさなくなった場合や、信用失墜行為を行うなど推進店として適当でないと判断した場合は、登録を取り消すことができる。
- (2) 登録を取り消された推進店は、速やかにステッカー等の掲示を取りやめるものとする。

附 則

この告示は、令和元年8月15日から施行する。